

# 住宅用 火災警報器 は義務です。

住宅用火災警報器は火災の早期発見に大きな効果があります。東京都においては平成22年4月1日から、神奈川県においては平成23年6月1日から、条例により設置が義務付けられています。しかしながら、まだ半数近くの住宅で取り付けられていないのが現状です。

火災で怖いのは「逃げ遅れ」です。気付いたときには家中に煙や火が回っていて、家財はもとより自分自身の命や大切な家族の命さえも失ってしまう。そんな不幸な事例は少なくありません。火災による死者の実に8割は住宅火災で亡くなっています。その方たちのなかには、早く火事に気付く事ができれば助かった方もたくさんいたはずです。

まだ設置が済んでいないご家庭は、一日も早く取り付けましょう。

1日も早い取り付けを!!

東京都某市設置率  
(平成21年12月現在) **55%**

## 実証! 付いててよかった! 住宅用火災警報器の効果

住宅用火災警報器を設置していた場合、約72%がぼやで済んでいました。誰の家にも火災が絶対に起こらないという保証はありません。万が一のときに、住宅用火災警報器があれば被害を最小限に抑えることができるのです。

住宅用火災警報器などを設置済みの住宅の火災被害状況内訳



※すべての居室、台所、階段に設置が必要です。(浴室、トイレ、洗面所、納戸などは除く)

住宅用火災警報器の  
購入・設置に関する  
お問い合わせ・ご相談は、  
右記の電話番号まで

当地区担当

ナショナルフィールドサービス

東京都三鷹市下連雀3-22-5 平日9:30~18:00 土曜8:00~13:00

それでは  
もう済みません!



知っているけど  
まだいいか…ZZZ

取り付けるのが  
おっくうで…



みんなで守ろう!  
安全な暮らし